

本人通知制度を利用しませんか？

問 住民生活課住民係 ③④番窓口 Tel.64-1102



本人通知制度は、戸籍や住民票などを第三者(※)に交付した場合に、事前登録した本人に対して、証明書を交付した事実をお知らせする制度です。

不正取得の抑止効果や、万が一、不正取得の疑いがあれば、事実関係の早期究明につながります。

※第三者とは、本人からの委任状を持った代理人、弁護士など職務上請求が認められている人、自己の権利行使または義務履行などの理由があり、その資格を証明して申請する人のことです。

■登録できる方

湯浅町に住民登録や本籍のある方(過去にあった方も含む)

■通知の対象となる証明書

・住民票の写し(除票を含む)

・住民票記載事項証明書(除票を含む)

・戸籍の附票の写し(除附票を含む)

・戸籍謄本、抄本(除籍、改製原戸籍を含む)

・戸籍記載事項証明書(除籍を含む)

次の請求は通知対象となりません。

・住民票の写し等では、同一世帯の方からの請求

・戸籍関係では同一戸籍に記載されている方またはその配偶者、直系尊属(父母、祖父母、曾祖父母)もしくは直系卑属(子、孫、ひ孫)からの請求

・国または地方公共団体からの公用請求

■本人に通知される内容

・証明書の交付年月日

・交付した証明書の種類

・交付した通数

・交付請求者の種別(本人の代理人、第三者)

■登録の手続き

本人通知制度の利用には、事前に登録が必要で、登録を希望される方は、本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)を持参のうえ、住民生活課住民係窓口にて登録の手続きをお願いします。

住民票の写しや戸籍謄本等の交付を制限するものではありません

和歌山県一斉清掃活動紀州路クリーン大作戦!

問 産業建設課管理係 ⑱番窓口 Tel.64-1124

自分たちの生活に必要な道路を自分たちで作り、親しみ、ふれあう機会をつくり守っていく「道普請」の精神を多くの人々に知っていただく取り組みとして、和歌山県内で一斉に道路ボランティア活動を行います。湯浅町でも道路の清掃ボランティア活動を行います。みなさん、ぜひご参加ください。

■日時：8月26日(土) ※雨天中止
8時～9時30分頃(受付7時40分～)

■実施場所：田地区内道路

■集合・解散場所：田村漁港